第二十九条の表法第二条第一項第一号又は第三号に掲げる営業の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「いす」を「椅子」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同表法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる営業の項とし、同表法第二条第一項第二号、第五号又は第六号に掲げる営業の項を削り、同表法第二条第一項第七号又は第八号に掲げる営業の項第二号中「次に掲げる客席」の下に「（客に遊技をさせるために設けられた椅子その他の設備及び当該設備を使用する客が通常利用する客室の部分をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「いす」を「椅子」に改め、同項第三号中「第十一条」を「第十五条」に改め、同項を同表法第二条第一項第四号又は第五号に掲げる営業の項とし、同条を第三十条とする。

第三章中第三十条の前に次の三条を加える。

（深夜における客の迷惑行為を防止するための措置）

第二十七条　風俗営業者は、法第十三条第三項の規定により深夜において同項の措置を講ずるときは、次に定めるところによらなければならない。

一　営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を営業所の見やすい場所に掲示し、又は当該書面を客に交付すること。

二　営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に対して口頭で説明し、又は音声により知らせること。

三　泥酔した客に対して酒類を提供しないこと。

四　営業所内及び営業所の周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれのある客の有無を確認すること。

五　前号に規定する客がいる場合には、当該客に対し、同号に規定する行為を取りやめ、又はこれを行わないよう求めること。

2　風俗営業者は、法第十三条第三項の規定による措置が適切に講じられるようにするため、当該措置について、従業員に対する教育を行い、又は営業所の管理者に当該教育を行わせなければならない。

（苦情の処理に関する帳簿の備付け）

第二十八条　法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　苦情を申し出た者の氏名及び連絡先（氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨）並びに苦情の内容

二　原因究明の結果

三　苦情に対する弁明の内容

四　改善措置

五　苦情処理を担当した者

2　前項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による記録）

第二十九条　前条第一項に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同項に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

2　前項の規定による記録をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

別記様式第一号を削る。

別記様式第二号を次のように改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第１号（第９条関係）

その１

受理 ※年月日		※許可年月日	
※受番	理号	※許番	可号

許　可　申　請　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第５条第１項の規定により許可を申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

氏名又は名称	(ふりがな)
住所	〒（　　）　（　　）局　番
営業所の名称	(ふりがな)
営業所の所在地	〒（　　）　（　　）局　番
風俗営業の種別	法第２条第１項第　号の営業
管理者の氏名	(ふりがな)
管理者の住所	〒（　　）　（　　）局　番
法人にあつては、その役員の氏名	(ふりがな) 代表者 法人にあつては、その役員の住所
滅失した風俗営業の廃止により	廃止の事由 / 廃止年月日 / 許可番号
現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業	許可年月日 / 許可番号 / 営業所の名称及び所在地